

令和7年度

# 鳥取県冬期道路交通確保計画

鳥取県県土整備部  
道路局道路企画課

# 目 次

1	鳥取県冬期道路交通確保計画	1
2	除雪区間図	8
3	除雪路線延長調書	10
4	除雪機械配備調書	17
5	冬期閉鎖予定区間箇所表	20
6	(参考資料) 過去の累加降雪深の推移	24
7	参考資料1～12	26

# 鳥取県冬期道路交通確保計画

# 令和7年度鳥取県冬期道路交通確保計画

## 1 計画の目的

本計画は、県管理道路について適切な除雪を行い、安全で安心な交通を確保し、社会活動の安定を図ることを目的とする。

## 2 定義

一次除雪：新雪除雪により、普通車同士、又は普通車と大型車が円滑にすれ違い可能な、道路有効幅員5～6m程度を確保するための除雪をいう。

二次除雪：一次除雪完了後、大型車同士が円滑にすれ違い可能な、道路有効幅員6～7m程度を確保するための除雪をいう。

排雪除雪：排雪等により、片側2車線以上の幅員を確保し、また次期降雪に備え、堆雪帯、路肩等の排雪、運搬排雪するための除雪をいう。

豪雪時：大雪警報発令時及び発令が見込まれる時をいい、それ以外の降雪時を「通常時」という。

GPS管理システム：GPSを用いて、県管理道路における車道除雪機械の位置、除雪状況を管理するための「鳥取県除雪機械管理システム」をいう。

ライブカメラ等：積雪状況及び除雪状況を確認するために、県管理道路に設置しているライブカメラ、積雪計及び温度計をいう。

重点除雪区間：緊急輸送道路、主要幹線通行規制時の迂回道路、主要バス路線等、大型車の交通量が多い路線において、重点的に二次除雪、排雪除雪及び応援除雪を行う区間をいい、それ以外の区間を「一般除雪区間」という。

重点除雪区間は区間Ⅰ、Ⅱに分類し、区間Ⅰより優先的に除雪を行う。

	目的	指定する路線
重点除雪区間Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の骨格となる主要幹線道路</li> <li>主要幹線道路と市街地を連絡する道路を早期に重点除雪し、広域物流、災害時の緊急輸送等の交通を確保する。</li> </ul>	主要幹線道路で第一次防災拠点(県庁、市役所、基幹災害拠点病院等)を連絡する『第一次緊急輸送道路』を基本に以下の路線を指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取道、山陰道等の高規格幹線道路、国道9号等の幹線道路</li> <li>高規格道路(山陰道等)の未供用区間における国道の迂回路を担う道路</li> <li>第2次緊急輸送道路のうち、市内幹線道路を担う道路</li> </ul>
重点除雪区間Ⅱ	防災拠点病院・総合病院へのアクセス道路、市内幹線道路等、主要生活道路の交通を確保する。	第二次防災拠点(町村役場、地域災害拠点病院、総合病院等)を連絡する『第二次緊急輸送道路』、市内幹線道路等の以下の路線を指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>第2次緊急輸送道路、市内幹線道路 等</li> </ul>

## 3 除雪期間

除雪体制期間は下記のとおりとする。

自 令和7年12月 1日

至 令和8年 3月31日

ただし、降雪又は路面凍結により交通の混乱を生じる恐れがあるときはこの限りでない。

#### 4 除雪対象とする路線（区間）基準

##### (1) 車道除雪路線（区間）基準

除雪対象とする区間は以下のとおりとする。

##### ア 一般国道及び県道の主要路線

ただし、冬期における通行が危険又は困難な区間で、迂回路を利用し得る区間は除く。

##### イ 平常交通可能区間（4 tトラック通行可能区間）

##### ウ 市町村受委託区間

##### エ 特に必要と認める区間

上記以外の区間については、冬期閉鎖を行う。

（別紙「令和7年度冬期閉鎖予定区間箇所表」参照）

##### (2) 歩道除雪区間基準

歩道除雪の対象とする区間は、以下のとおりとする。

##### ア 通学路（小学校）

##### イ 駅やバス停などから、近隣の公共施設（医療施設含む）までのうち、歩行者の多い区間

##### ウ 特に必要と認める区間

#### 5 除雪路線及び路線延長

##### (1) 除雪路線

除雪路線（車道除雪）は下表のとおり。

路線	R 6	R 7	増 減
一般国道	9 路線	9 路線	± 0
主要地方道	4 3 路線	4 3 路線	± 0
一般県道	1 8 2 路線	1 8 2 路線	± 0
合 計	2 3 4 路線	2 3 4 路線	± 0

##### (2) 除雪延長

##### ア 車道除雪（除雪期間中の見込みの延長を含む。県受託路線は含まない。）

R 6 年度 1, 7 9 4. 5 k m

R 7 年度 1, 7 9 2. 9 k m ( - 1. 6 k m )

道路種別毎の除雪区分及び除雪方法別の除雪延長は、別紙「除雪路線延長調書」のとおり。

##### イ 歩道除雪

R 6 年度 4 5 9. 8 k m

R 7 年度 4 5 9. 9 k m ( + 0. 1 k m )

#### 6 除雪作業出動基準

除雪作業に出動する基準等は以下のとおり。

##### (1) 車道除雪出動基準

円滑な交通を確保するため、早期除雪に努めることとする。

車道除雪出動基準は下表のとおり。

工 種	出 動 基 準
新雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道上の積雪深が5～10cm程度と見込まれる場合。</li> <li>・特に豪雪が見込まれる場合、及び重点除雪区間においては、早期出動を行う。</li> </ul>
排雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路両端に雪堤又は吹き溜まりができ、車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。</li> <li>・人家連担地域において、路肩への堆雪が困難となった場合。</li> <li>・雪堤が高くなり機械除雪が困難となった場合</li> <li>・主要交差点において、交通可能な幅員の確保が困難になった場合。</li> </ul>
路面整圧 圧雪除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧雪又は氷盤により交通が困難となった場合、又はその恐れがある場合。</li> </ul>
凍結防止剤散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面が凍結し、又はその恐れがある場合。</li> </ul>

## 2) 歩道除雪出動基準

歩道除雪出動基準は下表のとおり。

項 目	出 動 基 準	備 考
出動基準	歩道上の積雪深が20cm程度。 ただし、豪雪時には気象予報に応じて早期出動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道除雪と並行して歩道除雪を実施するよう努める。</li> <li>・車道除雪により、横断歩道及びバス停付近に寄せられた雪堤については、人が通れる必要幅分を速やかに除去する。</li> </ul>

## 7 豪雪時車道残雪深維持目標

過去の統計から、豪雪時の連続的な大雪は2日間続くことがあるため、除雪体制も同様の期間を維持する必要がある。

そのため、豪雪時の除雪体制として、2日（48時間）の連続除雪が可能な人員の確保に努めることとする。

豪雪時における車道残雪深の維持目標は下表のとおり。

項 目	重点除雪区間	一般除雪区間
豪雪時 残雪深 維持目標	残雪深10cm以下を維持する。	残雪深15cm以下を維持する。 なお、交通量が少ない山間部はこの限りではない。
豪雪時 有効幅員 (通行可能幅員) 維持目標	一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7m程度を維持する。	一次除雪により、道路有効幅員5～6m程度を維持する。 なお、2車線確保が難しい区間においては1.5車線以上を確保し、適宜、見通せる範囲内に、すれ違いのための待避所を設ける。
備 考	バス路線は、バスの運行に支障がないように除雪を行う。	1車線道路の維持有効幅員は現地条件に応じて維持する。

## 8 除雪完了目標

除雪完了目標は下表のとおり。

項目	車道除雪	歩道除雪
除雪完了 残雪深	<b>【重点除雪区間】</b> 5 cm以下とする。 <b>【一般除雪区間】</b> 10 cm以下とする。 なお、交通量の少ない山間部はこの限りではない。	10 cm以下とする。 歩道上に圧雪が形成されている場合についても極力10 cm以下になるよう努める。
除雪幅	一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7 m程度を確保する。 気象予報により再度降雪が見込まれる場合等、状況に応じて二次除雪に続き、排雪除雪を行う。	道路有効幅員1.0 m以上を目標とするが、やむを得ない場合は、7.5 cm以上とする。 駅周辺などの歩行者の多い箇所については、利用形態に応じた必要幅を確保すること。
備考	バス路線は、バスの運行に支障がないように行う。 1車線道路の除雪幅は現地条件に応じて可能な除雪幅とする。 気象予報により、再度降雪が見込まれない場合は、原則として残雪深が5 cmを超えない時点で完了させるものとする。	長靴又は防寒靴で歩行可能な状態とする。

## 9 除雪状況の管理

- (1) GPS管理システムにより、除雪機械出動状況及び稼働状況の確認を行い、必要に応じてパトロールを行う。
- (2) 車道の残雪深確認はライブカメラ等により行う。
- (3) (1)及び(2)により除雪の各基準を満足しているか判断する。特に除雪後の残雪深が目標を満足していない場合は、除雪業者に対し改善指示を行うと共に、応援除雪の検討を行う。

## 10 除雪機械の配備

### (1) 除雪機械の定義

除雪機械は、保有している者の別により、以下のとおり定義する。

ア 県有機械・・・県保有の除雪機械

イ 借上機械・・・民間から借上可能な除雪機械

ウ 委託機械・・・市町村委託で、市町村保有除雪機械及び市町村が民間借上げする除雪機械

### (2) 除雪機械の配備計画

(1)の保有形態別に除雪機械を確保し、各総合事務所に配備する。

なお、今年度の配備計画は下表のとおりであり、機種別又は事務所・局別の配備計画は、別紙「除雪機械配備調書」のとおり。

(台)

	R 6			R 7			増 減		
	車道	歩道	合計	車道	歩道	合計	車道	歩道	合計
県有機械	144	111	255	144	110	254	0	-1	-1
借上機械	134	12	146	133	11	144	-1	-1	-2
委託機械	104	19	123	108	19	127	+4	0	+4
合 計	382	142	524	385	140	525	+3	-2	+1

## 1 1 排雪場の確保

円滑に排雪が行えるよう、降雪前に排雪場の位置及び運搬ルートの確認を行う。  
なお、運搬ルートは除雪が速やかに行われるルートとしなければならない。

## 1 2 除雪機械運転手の育成支援

除雪機械運転手は、県職員、業者委託及び市町村委託により確保する。

また、運転手の除雪技術向上を図るため、県から除雪業者に対し、鳥取県除雪マニュアルにより、机上研修、車両基地等における実技講習を行うとともに、直営除雪状況をみながら、必要に応じて除雪時に県職員が除雪機械に同乗した直接指導を行う。

## 1 3 国及び市町村等関係機関との連携

県管理道路の除雪体制については、国土交通省、市町村等の他の道路管理者と連携を図り、除雪の効率化を図る。関係機関との連絡体制は各所属の危機管理マニュアルに定める。

## 1 4 隣接県との連携

県境部の除雪に当たり、隣接県と密に連絡調整を図り、状況に応じた効率的な除雪を行う。

## 1 5 情報収集、情報提供等

### (1) 沿道の市町村、民間施設等との連携による情報収集

降雪等に伴う渋滞情報や交通障害原因などの情報について、沿道の市町村、民間施設等（県石油商業組合、コンビニエンスストア、バス会社、県トラック協会、県ハイヤータクシー協会、郵便局等）と連携し、情報収集を行う。

### (2) バス運行状況の把握及び連絡体制については、「冬期におけるバス運行状況の把握と情報体制について（鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課）」による。

### (3) 「とっとり雪みちナビ」による道路積雪状況の情報提供

除雪管理に用いているライブカメラ等（273台）を鳥取県ホームページ「とっとり雪みちナビ」により一般公開する。

とっとり雪みちナビURL <https://yukinavi.net/index.html>

鳥取県防災情報ポータル <https://tori-bousai.jp/>

### (4) 鳥取県ホームページによる道路通行規制状況の情報提供

鳥取県道路企画課ホームページにて、通行規制情報を随時公開するとともに、日本道路交通情報センターへ情報提供を行い、通行規制区間を表示したマップを一般に公開する。

通行規制情報一覧 <https://www.pref.tottori.lg.jp/223440.htm>

日本道路交通情報センター <https://www.jartic.or.jp/>

### (5) マスコミ等への情報提供

県等が収集した情報は、マスコミ等の広報媒体を活用して情報発信する。

### (6) 携帯電話等への情報提供

鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーナビ」や「あんしんトリピーメール」、「Yahoo!防災速報」などを活用し、交通情報や気象情報を広く、一般に情報提供する。

### (7) 地元関係者からの情報収集体制

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等に協力を要請し、県等が収集した情報(FAX等)の提供を依頼する。

## 1 6 応援除雪体制

豪雪時は気象条件、交通状況、スタック状況、事故発生状況等により、除雪が遅延する箇所が変わるため、事前に応援除雪のシミュレーションを行うことが難しい。

そのため、除雪状況を常時管理し、応援除雪に回せる機械及び人員を把握できる体制及びシ

システムを構築しておく必要がある。

GPS管理システム、ライブカメラ等により除雪状況を管理し、また、気象予報による再度降雪に対応できる除雪能力を勘案し、応援除雪の可否を判断する。

なお、応援除雪の優先順位は以下を基本とする。

- (1) 同一総合事務所管内の工区間の応援
- (2) 総合事務所間の応援
- (3) 道路管理者間の応援

## 1.7 スタック車両の排除

除雪作業に支障となるスタック車両については、平成29年12月4日付第201700212602号「災害対策基本法第76条の6適用時等における立ち往生車両の移動実施手順等について（通知）」の2（参考資料1）によりスタック車両の排除を行う。

## 1.8 段階的通行規制実施の基準及び体制

豪雪時において、スタック、事故等の危険性が高まった場合、各年度の鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領（参考資料2）により、段階的に道路通行規制を行う。

## 1.9 他管理者の自動車専用道路が通行止め等になった場合の対応

積雪を起因とするスタック・事故等により、他管理者の自動車専用道路（鳥取自動車道（鳥取河川国道事務所管理）・山陰道（鳥取・倉吉河川国道事務所管理）・米子自動車道（NEXCO西日本管理））が通行止めとなった場合、各管理者の事務所へ速やかに情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報収集を行う。情報連絡員の派遣・役割等については、「積雪時における情報連絡員（リエゾン）派遣要領」（参考資料3）による。

また、鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領に準じて、鳥取自動車道が通行止めとなった場合は、国道373号も同時に通行止めとし、米子自動車道が通行止めとなった場合は、国道180号、国道181号及び国道482号を同時に通行止めとし、それぞれの県管理国道において積雪等に起因する事故等を未然に防止する。それぞれの県管理国道の通行止めを実施するにあたり、必要な事項については、「積雪時の鳥取自動車道通行止め時における国道373号通行規制実施要領」（参考資料4）及び「積雪時の米子自動車道通行止め時における国道180号、国道181号及び国道482号通行規制実施要領」（参考資料5）による。

### 《参考資料》

1. 災害対策基本法第76条の6適用時等における立ち往生車両の移動実施手順等
2. 鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領
3. 積雪時における情報連絡員（リエゾン）派遣要領
4. 積雪時の鳥取自動車道通行止め時における国道373号通行規制実施要領
5. 積雪時の米子自動車道通行止め時における国道180号、国道181号及び国道482号通行規制実施要領
6. 県管理河川等における雪捨て場としての河川敷地等の活用について
7. 大雪時の道路交通確保に係る対応協議の申し合わせ
8. 米子自動車道沿線地域豪雪時の交通確保連絡会議における確認事項
9. 鳥取自動車道の集中除雪時における大型車待機所について/鳥取自動車道の集中除雪時における大型車待機所への誘導について
10. 雪害時の乗員保護支援計画
11. 道路情報板及び雪ナビカメラの位置図
12. NEXCO西日本との大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書及び細目協定書

# 除 雪 区 間 図



# 除雪路線延長調書

# 除雪路線延長調書

【全県】

(単位:km)

道路種別	区分別延長		除雪方法別延長					摘要		
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	機械除雪 合計	機械除雪			合計			
				県直営除雪	貸付除雪	借上除雪			市町村委託 除雪	
一般国道	294.5	2.5	285.2	22.1	164.5	85.7	12.9	11.8	297.0	
主要地方道	193.2	460.9	637.1	2.0	360.2	198.0	76.9	17.0	654.1	
一般県道	159.2	682.7	824.6	10.2	409.3	287.2	117.9	17.2	841.8	
合計	646.9	1,146.1	1,746.9	34.3	934.0	570.9	207.7	46.0	1,792.9	

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している  
 ※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪路線延長調書

【鳥取県土整備事務所】

(単位: km)

道路種別	区分別延長			除雪方法別延長						摘要	
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	合計	機械除雪 合計	機械除雪			市町村委託 除雪	消雪工		合計
					県直営除雪	貸付除雪	借上除雪				
一般国道	31.3	2.5	33.8	31.3	0.0	11.8	8.1	11.4	2.5	33.8	
主要地方道	63.9	119.1	183.0	176.8	0.0	124.5	29.1	23.2	6.2	183.0	
一般県道	43.4	213.9	257.3	247.3	0.0	142.4	62.4	42.5	10.0	257.3	
合計	138.6	335.5	474.1	455.4	0.0	278.7	99.6	77.1	18.7	474.1	

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している  
 ※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪路線延長調書

【八頭県土整備事務所】

(単位:km)

道路種別	区分別延長			除雪方法別延長						摘要		
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	合計	機械除雪				借上除雪	市町村委託 除雪		消雪工	合計
				機械除雪 合計	県直営除雪	貸付除雪	借上除雪					
一般国道	31.9	0.0	31.9	25.9	0.0	16.4	8.0	1.5	6.0	31.9		
主要地方道	12.3	54.2	66.5	66.0	0.0	50.4	8.1	7.5	0.5	66.5		
一般県道	14.9	50.6	65.5	61.8	0.0	59.3	1.2	1.3	3.7	65.5		
合計	59.1	104.8	163.9	153.7	0.0	126.1	17.3	10.3	10.2	163.9		

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している

※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪路線延長調書

【中部総合事務所県土整備局】

(単位:km)

道路種別	区分別延長		除雪方法別延長						摘要		
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	合計	機械除雪				消雪工		合計	
				機械除雪 合計	県直営除雪	貸付除雪	借上除雪				市町村委託 除雪
一般国道	68.0	0.0	68.0	66.4	0.0	45.1	21.3	0.0	1.6	68.0	
主要地方道	46.7	117.1	163.8	155.9	0.0	83.7	70.4	1.8	7.9	163.8	
一般県道	47.9	173.9	221.8	218.5	0.0	109.5	82.6	26.4	3.3	221.8	
合計	162.6	291.0	453.6	440.8	0.0	238.3	174.3	28.2	12.8	453.6	

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している

※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪路線延長調書

【米子県土整備局】

(単位:km)

道路種別	区分別延長			除雪方法別延長						摘要	
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	合計	機械除雪				消雪工	合計		
				機械除雪 合計	県直営除雪	貸付除雪	借上除雪				市町村委託 除雪
一般国道	68.7	0.0	68.7	68.7	22.1	13.6	33.0	0.0	0.0	68.7	
主要地方道	57.3	99.2	156.5	154.3	2.0	58.4	90.4	3.5	2.2	156.5	
一般県道	53.0	151.0	203.9	203.9	10.2	42.1	136.2	15.4	0.0	203.9	
合計	179.0	250.2	429.1	426.9	34.3	114.1	259.6	18.9	2.2	429.1	

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している

※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪路線延長調書

【日野県土整備局】

(単位:km)

道路種別	区分別延長			除雪方法別延長						摘要		
	重点 除雪区間	一般 除雪区間	合計	機械除雪				借上除雪	市町村委託 除雪		消雪工	合計
				機械除雪 合計	県直営除雪	貸付除雪	借上除雪					
一般国道	94.6	0.0	94.6	92.9	0.0	77.6	15.3	0.0	0.0	1.7	94.6	
主要地方道	13.0	71.3	84.3	84.1	0.0	43.2	0.0	40.9	0.2	84.3		
一般県道	0.0	93.3	93.3	93.1	0.0	56.0	4.8	32.3	0.2	93.3		
合計	107.6	164.6	272.2	270.1	0.0	176.8	20.1	73.2	2.1	272.2		

※機械が重複する場合は、主たる機種にて整理している

※県有機械を市町村に貸与して委託する場合は、市町村委託により整理している

# 除雪機械配備調書

## R7年度 除雪機械配備調査(県直営、県貸与、民間借上)

(台)

管内	県保有機械											業者借上機械																			
	県直営機械				県貸与機械				県直営機械			県貸与機械			業者借上機械																
	車道除雪機械		その他除雪機械		車道除雪機械		その他除雪機械		車道除雪機械		その他除雪機械	車道除雪機械		その他除雪機械		車道除雪機械		その他除雪機械													
機械合計	車道計	その他機械計	トラック(T)	ドーザ(D)	グレーダ(G)	ロータリー(R)	小型除雪機(M)	小型除雪機(HG)	凍結防止剤散布機(S)	トラック(T)	ドーザ(D)	グレーダ(G)	ロータリー(R)	小型除雪機(M)	小型除雪機(HG)	凍結防止剤散布機(S)	トラック(T)	ドーザ(D)	グレーダ(G)	ロータリー(R)	小型除雪機(M)	小型除雪機(HG)	凍結防止剤散布機(S)								
鳥取	104	59	45	9	5	1	0	4	0	3	1	74	33	22	8	3	0	41	0	37	4	21	0	18	1	2	0	0	0		
八頭	51	31	20	4	3	1	0	1	0	1	0	30	16	7	4	1	4	14	0	11	3	17	2	7	2	1	5	0	5	0	
中部	72	46	26	6	4	2	1	0	2	0	1	43	21	16	0	0	3	22	1	19	2	23	21	6	8	4	3	2	0	1	1
米子	79	57	22	7	7	4	1	1	0	0	0	36	15	9	3	1	2	21	4	14	3	36	35	18	7	5	5	1	0	0	1
日野	94	64	30	6	3	1	0	2	3	0	2	41	21	8	10	2	1	20	9	8	3	47	40	7	24	1	8	7	1	4	2
全県	398	255	143	32	22	9	3	2	8	10	7	222	104	62	25	7	10	118	14	89	15	144	129	33	64	13	19	15	1	10	4

## R7 除雪機械配備調書(市町村委託機械)

(単位:台)

	鳥取	八頭	中部	米子	日野	合計	備考
ロータリー除雪車	2	2			7	11	鳥取市・・・1台(民間借上) 1台(市保有) 八頭町・・・1台(町保有) 若桜町・・・1台(町保有) 江府町・・・2台(民間借上) 日野町・・・1台(町保有) 1台(民間借上) 日南町・・・1台(民間借上) 1台(町保有) 新見市・・・1台(民間借上)
除雪トラック	4			11	7	22	鳥取市・・・4台(民間借上) 米子市・・・2台(民間借上) 境港市・・・1台(民間借上) 大山町・・・3台(町保有) 1台(民間借上) 日吉津村・・・4台(民間借上) 江府町・・・2台(民間借上) 3台(町保有) 日南町・・・1台(民間借上) 新見市・・・1台(民間借上)
除雪ドーザー	19	8	1	10	24	62	鳥取市・・・18台(民間借上) 1台(市保有) 八頭町・・・2台(民間借上) 1台(町保有) 若桜町・・・1台(町保有) 1台(民間借上) 智頭町・・・2台(町保有) 1台(民間借上) 琴浦町・・・1台(町保有) 大山町・・・2台(民間借上) 米子市・・・4台(民間借上) 境港市・・・1台(民間借上) 日吉津村・・・3台(民間借上) 江府町・・・1台(町保有) 日野町・・・1台(民間借上) 2台(町保有) 日南町・・・11台(町保有) 7台(民間借上) 新見市・・・2台(民間借上)
グレーダー	1		3	4	1	9	鳥取市・・・1台(民間借上) 琴浦町・・・3台(民間借上) 境港市・・・1台(市保有) 1台(民間借上) 米子市・・・1台(民間借上) 日吉津村・・・1台(民間借上) 日南町・・・1台(民間借上)
スノーローダ				1		1	日吉津村・・・1台(民間借上)
凍結防止剤散布車	1				2	3	鳥取市・・・1台(民間借上) 日南町・・・2台(民間借上)
小型除雪車(搭乗式)					1	1	日野町・・・1台(町保有)
小型除雪車(ハンドガレ式)	4	3		7	4	18	鳥取市・・・1台(市保有) 3台(民間借上) 八頭町・・・3台(町保有) 米子市・・・1台(市保有) 大山町・・・6台(町保有) 江府町・・・3台(町保有) 1台(民間借上)
合計	31	13	4	33	46	127	

## 冬期閉鎖予定区間箇所表



令和7年度 冬季閉鎖予定区間箇所表【主要地方道】

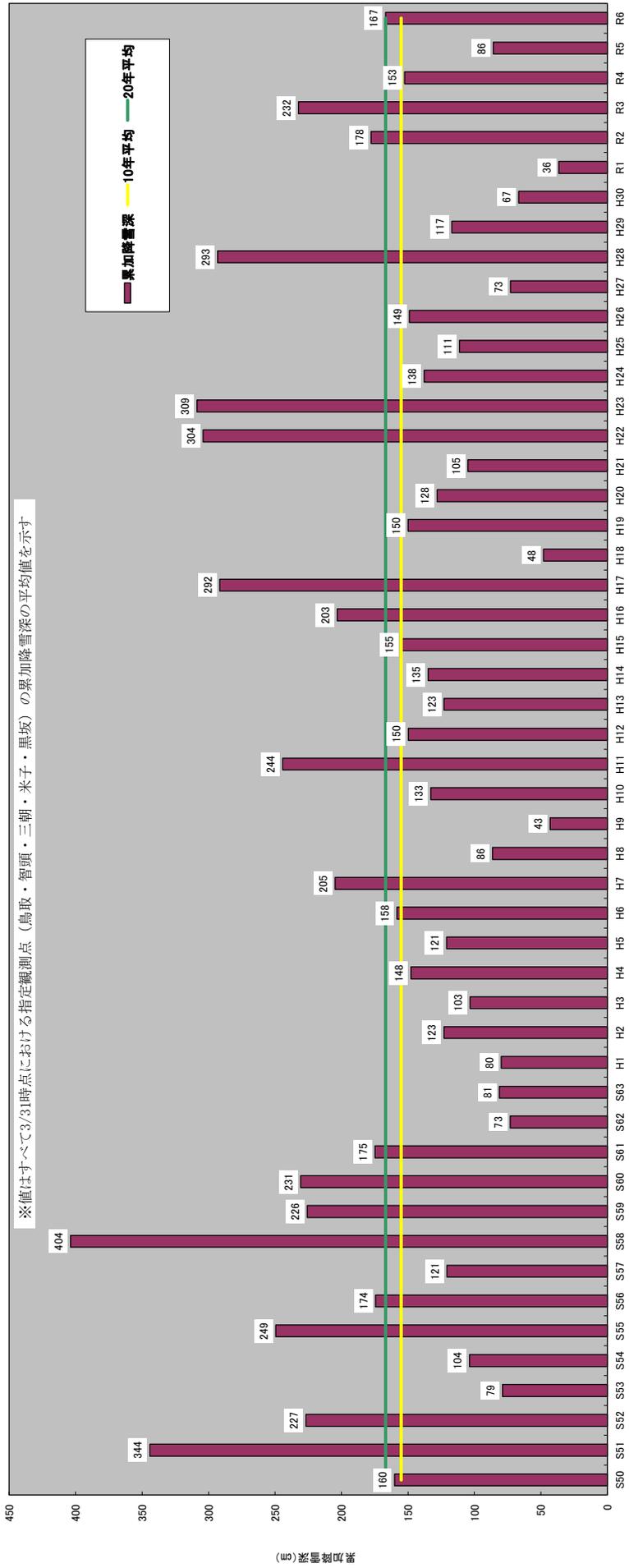
路線種別	路線番号	路線名	区間	距離(km)	期間(年月日)	備考
主	6	津山智頭八東線	岡山県境～ 智頭町口宇波(白玉)	4.7	R7.12.1～ R8.3.31	八頭
			智頭町八河谷	3.2	R7.12.1～ R8.3.31	
			八頭町佐崎	1.5	R7.12.1～ R8.3.31	
主	30	赤碕大山線	大山町豊房～ 大山町大山	6.0	R7.12.1～ R8.3.31	米子
主	31	鳥取国府岩美線	鳥取市国府町雨滝～ 岩美郡岩美町洗井(蕪島)	4.7	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
主	32	郡家鹿野気高線	鳥取市岩坪～ 鳥取市横原	2.9	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
			鳥取市矢矯～ 鳥取市鹿野町末用(鬼入道)	2.6	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
主	33	三朝中線	三朝町中津	3.0	R7.12.1～ R8.3.31	中部
主	34	倉吉赤碕中山線	倉吉市河来見～ 琴浦町中津原	0.9	R7.12.1～ R8.3.31	中部
			琴浦町別宮～ 琴浦町大父	7.0	R7.12.1～ R8.3.31	中部
			琴浦町山川木地～ 大山町羽田井	7.9	R7.12.1～ R8.3.31	中部 5.1 米子 2.8
主	37	岩美八東線	鳥取市国府町菅野～ 鳥取市国府町上地	1.6	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
			鳥取市国府町上地～ 八頭町姫路	4.0	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取1.5 八頭2.5
主	38	倉吉福本線	倉吉市広瀬	0.2	R7.12.1～ R8.3.31	中部
主	40	智頭用瀬線	鳥取市用瀬町杉森～ 鳥取市用瀬町赤波(旧道)	3.5	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
			鳥取市用瀬町赤波	5.3	R8.1.14～ R8.2.28	鳥取
主	45	倉吉江府溝口線	倉吉市関金町野添～ 江府町御机	4.7	R7.12.1～ R8.3.31	中部 3.9 日野 0.8
			江府町御机～ 伯耆町大内	7.0	R7.12.1～ R8.3.31	日野 2.0 米子 5.0
主	49	鳥取河原用瀬線	鳥取市河原町北村	1.3	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
主	72	若桜下三河線	若桜町吉川	0.7	R7.12.1～ R8.3.31	八頭
					但し、始まりは雪の降り始めからとする	
主要地方道計			12路線	72.7		

令和7年度 冬季閉鎖予定区間箇所表【一般県道】

路線種別	路線番号	路線名	区間	距離(km)	期間(年月日)	備考
一	103	若桜湯村温泉線	若桜町諸鹿(広留野)	5.0	R7.12.1～ R8.3.31	八頭
一	105	本山伯太線	日南町立石～ 島根県境	1.1	R7.12.1～ R8.3.31	日野
一	106	多里伯太線	日南町萩原～ 日南町山裏	4.8	R7.12.1～ R8.3.31	日野
一	107	横田伯南線	島根県境～ 日南町大菅	1.0	R7.12.1～ R8.3.31	日野
一	114	大山上福田線	江府町御机(鏡ヶ成)～ 岡山県境	1.4	R7.12.1～ R8.3.31	日野
一	115	常藤関金線	三朝町福本～ 倉吉市関金町関金宿	7.4	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	116	羽出三朝線	三朝町田代	3.6	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	117	鱒返余戸線	鳥取市佐治町余戸	1.6	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
一	118	加茂用瀬線	鳥取市用瀬町江波	2.8	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
一	191	矢矯松原線	鳥取市矢矯～ (主)郡家鹿野気高線分岐	1.0	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
一	197	院内馬場線	岩美町荒金～ 岩美町相山	2.9	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
一	205	木地山倉吉線	三朝町木地山	2.6	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	273	三朝温泉木地山線	三朝町西尾～ 三朝町柿谷	1.6	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	280	俵原青谷線	鳥取市青谷町小畑	1.8	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
三朝町俵原			2.4	R7.12.1～ R8.3.31	中部	
一	281	河内楨原線	鳥取市鹿野町河内・ 鳥取市河内(安蔵)	4.0	R7.12.1～ R8.3.31	鳥取
一	288	上大立横田線	倉吉市大河内	0.9	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	295	西宇塚那岐(T)線	智頭町西宇塚	2.0	R7.12.1～ R8.3.31	八頭
一	299	赤松淀江線	大山町赤松～ 米子市淀江町本宮	2.1	R7.12.1～ R8.3.31	米子
一	303	大高下口波多線	智頭町波多	3.0	R7.12.1～ R8.3.31	八頭
一	306	福本関金線	三朝町福本～ 倉吉市関金町関金宿	6.1	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	308	桑原坂本線	三朝町坂本	1.0	R7.12.1～ R8.3.31	中部
一	313	下見関金線	琴浦町古長～ 倉吉市河来見	3.9	R7.12.1～ R8.3.31	中部
倉吉市上大立～ 倉吉市大河内			15.0	R7.12.1～ R8.3.31	中部	
一	314	赤松大山線	大山町飯戸～ 大山町豊房	4.3	R7.12.1～ R8.3.31	米子
一般県道計			23路線	83.3		
合計			36路線	157.3	但し、始まりは雪の降り始めからとする	

## 過去の累加降雪深の推移

# 年度別降雪深の推移



※値はすべて3/31時点における指定観測点（鳥取・智頭・三朝・米子・黒坂）の累加降雪深の平均値を示す

○降雪の見通し

12月	1月	2月	3月	合計	気象台の予報 (11月時点)
H16	16	77	34	203	
H17	129	77	59	292	
H18	12	10	22	5	49
H19	18	32	100	1	151
H20	19	100	9	1	129
H21	40	43	12	10	105
H22	19	216	23	46	304
H23	51	96	96	66	309
H24	57	50	30	0	137
H25	37	42	32	0	111
H26	34	56	41	17	148
H27	1	16	46	10	73
H28	7	175	99	12	293
H29	13	69	35	0	117
H30	41	25	1	0	67
R1	0	0	36	0	36
R2	90	53	35	0	178
R3	75	59	97	1	232
R4	34	106	12	0	153
R5	11	53	7	14	86
R6	5	27	135	1	167
R7	5	27	135	1	167
20年平均	35	66	47	11	157

平均 126 通常レベル累加降雪深250cm未満の平均

○除雪事業費の推移 (千円)

年度	交付金+補助金		県費	合計	財源	
	実績	うち繰入金額			国庫	一般財源
H16	113,000	262,588	375,588	75,333	300,205	
H17	252,000	278,036	530,036	168,000	362,036	
H18	141,000	65,304	206,304	94,000	112,304	
H19	192,000	244,132	436,132	128,000	308,132	
H20	204,000	249,595	453,595	136,000	317,595	
H21	238,440	166,745	405,185	158,960	246,225	
H22	312,024	323,509	635,533	208,016	427,517	
H23	514,323	333,925	848,248	342,882	505,366	
H24	489,887	85,987	575,874	326,458	249,416	
H25	315,000	383,190	698,190	210,000	488,190	
H26	270,000	385,487	655,487	180,000	475,487	
H27	842,384	351,512	1,193,896	306,000	887,896	
H28	565,587	190,587	756,174	1,288,084	250,000	
H29	616,602	136,602	753,204	302,183	451,021	
H30	681,755	102,755	784,510	320,000	464,510	
R1	1,280,250	275,250	1,555,500	386,000	1,169,500	
R2	1,772,517	491,517	2,264,034	670,000	1,594,034	
R3	1,575,164	505,664	2,080,828	854,000	1,226,828	
R4	1,100,889	85,890	1,186,779	713,000	473,779	
R5	1,940,001	331,170	2,271,171	676,666	1,594,505	
R6	980,000	728,000	1,708,000	1,072,554	635,446	
R7(予算額)	980,000	728,000	1,708,000	1,072,554	635,446	
20年平均	210,000	210,000	420,000	168,000	252,000	

※補助率：2/3